

大手町三井ホール使用規約

第1条(使用規約について)

- 大手町三井ホール(以下「ホール」という。)の利用申込み者(以下「利用者」という。)は、以下の事項について確認及び承諾し、ホールを利用しなければならない。
- (1) ホールは、三井物産株式会社及び三井不動産株式会社(以下「所有者」という。)が所有し、株式会社マグネットスタジオ(以下「運営者」という。)が管理運営するものであること。
- (2) ホールの利用に際しては、利用者と運営者の間でホール使用契約(以下「使用契約」という。)を締結する必要があること。
- (3) 本使用規約(以下「本規約」という。)及び関係法令を遵守し、利用者の従業員・履行補助者・作業員等の関係者等(以下、併せて「利用者関係者等」という。)及び来場者・観客・顧客(以下、併せて「来場者等」とい。)にも遵守せること。
- (4) 利用者は、使用契約締結後、本使用規約に従い、運営者の指示のもとホールの利用を行うこと。

第2条(所有者の権利保護)

- 所有者の利益・権利を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者よりあった場合、所有者の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを行ふること。

第3条(反社会勢力の排除)

- 運営者および利用者は、それぞれ相手側に対し、次の各号の事項を確約する。
1. 自身またはその役員・業務を執行する社員・取締役・執行役またはこれらに準ずる者を(以下、「暴力団・暴力団関係企業・総会屋」もしくはこれを準ずる者)は、その構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
2. 利用者が暴力団その他の反社会的勢力の勢力を誇示するためであつたり、これらの資源者するためにイベントを行うなど暴力団その他の反社会的勢力を援助・助長し、またはその運営に資するものでないことを。
3. 運営者および利用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して使用契約の締結および履行をするものであることを確認する。

第4条(利用可能施設)

- 利用者が各種の催事のために利用ができるホールの施設は、3Fホール内・3Fホワイエ・3Fクローケー・3F化粧室・3F喫煙所・3Fバーカウンター・3Fバックスペース・3F楽室・3F控室・3F主催者控室・3F4F倉庫・4F同時に延長室・基本舞台設備・ハーバード・昇降ステージ・移動観覧席・照明音響映像設備・備品等)に限る。
- (2) 利用者は、前項の諸施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、利用料の減額を請求することはできない。
- (3) 利用者は、第1項の諸施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の使用料その他の使用条件については第13条の定めに従う。
- 第5条(予約申込みおよび契約)
- (1) ホールの営業日は、原則として年中無休とする。但し、所有者の行事の開催、ホールの施設・設備の点検等のため休業する場合がある。
- (2) 予約申込みの受け付け開始日は、第1条に定める利用期間の開始日の1年前の日以降とする。
- (3) 利用者は、申込みの際、利用料の概要、催事目的、内容(以下、併せて「催事内容等」とい。)を運営者に伝えなければならない。運営者及び所有者は、催事内容等を本規約等に照らし、利用の可否を決定する。
- (4) 利用者は、仮押さえ期間内(仮押さえの意思表示より7日前以内を「仮押さえ期間」とする。)に使用契約締結の意向について運営者に連絡しなければならない。予約申込みより7日前以内に使用契約の締結に至っていない場合は、特に運営者が認めた場合を除き、申込みは無効になる。
- (5) 利用者は、使用契約締結にあたり、契約締結の意思表示を運営者に伝え、ホールが定める使用契約手続きに沿って契約手続きを進める。
- (6) 使用契約手続きは原則として、運営者の指定する電子契約を通じての契約締結となる。但し、利用者からの要請で且つ運営者が受託した場合、運営者が指定する書面での使用契約が可能となる。

第6条(利用方法について)

- 利用者によるホールの利用方法は、ビジネス利用とエンターテインメント利用のいずれかとする。
- (1) ビジネス利用(は、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。なお、次項のエンターテインメント利用に定まらないものは全てビジネス利用とみなす。)
1. 営業会議やセミナー、会議、講演会、式典、シンポジウム、株主総会、パーティー等。
2. 上記の適合に関わらず、運営者がビジネス利用と承認したもの。
- (2) エンターテインメント利用(は、興行目的と一般の聴衆に一般チケットを販売し、運営者の指定する方法による1ドリンク制を採用するものとする。エンターテインメント利用は、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と通常者指定期定日の利用を原則とし、以下に適合するものとする。
1. 音楽コンサート、歌舞伎、舞踊、座劇、演劇、ミニコンサート、ダンス等の興行。
2. 上記の適合に関わらず、運営者がエンターテインメント利用と承認したもの。

第7条(利用期間及び利用料)

- 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子・テーブル等)が倉庫に収納されることを含み、利用場所(ホール・ホワイエ・バックスペース等)に付帯備品等の基本構成にて午前7時から午後8時まで利用可能な利用形態(以下「基本会場費用型利用」という。)のいずれかでの形態で利用する。いずれの形態での利用をする場合でも、利用者は予定時間内に使用契約書を記載する。
- (3) 基本会場費用型での利用に際し、午前7時までに必要な場合は、準備、設営、撤去など使用用途に応じて可能とする。時間使用料型での利用に際し、5時間以上の利用時間に際しては、時間外延長料が適用され、時間使用料が適用される。
- (4) 利用料金の総額は、基本会場費用型利用については、基本会場費用と時間外延長料・機材費(施設・音響・照明・映像等)・人件費(音響・照明・映像等)等の合計額とする。料金表は別紙に定める。

エンターテインメント利用の場合の第7条

- (1) 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出するまでの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子・テーブル等)が倉庫に収納されることを含み、利用場所(ホール・ホワイエ・バックスペース等)に付帯備品等の何もない状態をい。
- (2) 利用時間は、以下の利用時間区分とする。利用者は以下の利用区分を選択し、所有者および運営者の承諾を得る。但し、いずれの区分も、音出しは午後10時30分までとする(12月31日カウントダウンを除く)。
- エンターテインメント利用料金の中には、以下の時間区分会場費と機材費(施設・音響・照明)・立ち会い人件費(音響・照明各1名)が含まれるものとし、料金表は別紙に定める。なお、利用者は利用予定時間を使用契約書に記載する。
1. 午前10時から午後7時までの11時間
2. 午前11時から午後10時までの11時間
3. 午前12時から午後11時までの11時間
- なお、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と通常者指定期定日の利用は原則とし、午前7時までに必要な場合は、準備、設営、リハーサル、撤去など使用用途に応じて可能とする。ただし、時間外延長料を適用する。なお、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。時間使用料型での利用に際し、5時間以上の利用時間に際しては、時間外延長料が適用され、時間使用料が適用される。
- (4) 利用料金の総額は、基本会場費用型利用については、基本会場費用と時間外延長料・機材費(施設・音響・照明・映像等)・人件費(音響・照明・映像等)等の合計額とする。料金表は別紙に定める。

エンターテインメント利用の場合の第8条

- (1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
1. 利用契約締結日から15日以内に、基本会場費用(時間使用料金)。ただし、契約締結日が利用開始日より15日未満の場合は、利用開始日の前日までに基本会場費用(時間使用料金)の支払。

第9条(料金不払いの場合の措置)

- (1) 利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかつときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。
- (2) 利用者は、エンターテインメント利用の場合には、物販を行うことができる。この場合、利用者は1公演につき2万円(税別)の物販手数料を運営者に對し支払う。
- 第8条(利用料金の支払い方法)
- (1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
1. 利用契約締結日から15日以内に、基本会場費用(時間外延長料・付帯設備料・施設管理費・人件費等の諸費用分等)を、開催終了後、15日以内に全額。

エンターテインメント利用の場合の第8条

- (1) 利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかつときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。
2. 利用契約締結後、利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかつときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。

第10条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1) 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあつた時は当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い利用者より徴収し、このほか所有者および運営者が被つた損害を利用者に對し、請求することができる。

1. 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは消費税を含む利用料(基本会場費・時間使用の場合は時間使用料)の50%。
2. 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは消費税を含む利用料(基本会場費・時間使用の場合は時間使用料)の75%。
3. 利用開始日より30日前内のキャンセルのときは消費税を含む利用料(基本会場費・時間使用の場合は時間使用料)の全額。
4. 利用期間中に使用契約が終了したときは、運営者は、受領済の利用料金から違約金の額と返還による振込み手数料を差し引いた額を利用者に返還する。返還時期は、当月1日から当月20日までに返還するものとし、当月21日から当月末までに終了した使用契約は翌月20日までに返還するものとし、当月21日から当月末までに終了した使用契約は翌月20日までに返還する。万一、受領済の利用額が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
- (3) 機器・備品、飲食、技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日前のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。

エンターテインメント利用の場合の第10条

- (1) 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあつた時に当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い徴収し、このほか所有者および運営者が被つた損害を利用者に對し、請求することができる。
1. 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは使用料(エンターテインメント利用料金)の50%。
2. 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは使用料(エンターテインメント利用料金)の75%。
3. 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは使用料(エンターテインメント利用料金)の全額。
4. 利用期間中に使用契約が終了したときは、運営者は、受領済のユーティリティ料金から違約金の額と返還による振込み手数料を差し引いた額を利用者に返還する。返還時期は、当月1日から当月20日までに返還するものとし、当月21日から当月末までに終了した使用契約は翌月20日までに返還する。万一、受領済の利用額が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
- (3) 機器・備品、飲食、技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日前のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。

第11条(諸官庁への届出)

- 利用者は、ホールを利用するに当たって、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の諸官庁に届出・申請を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事項に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに運営者に通知する。万一、届出不能のため利用不可能となつた場合、所有者及び運営者は一切責任を負わない。次の申請先例を参照のこと(但し、必要となる場合は、申請は「本公司に限らない」)。

1. 開催届、禁止行為解除申請書
丸の内消防署 (住所) 千代田区丸の内1丁目3番5号 (電話番号) 03-3215-0119
2. 道路使用許可・要人警護等
丸の内警察署 (住所) 千代田区丸の内3丁目8番1号 (電話番号) 03-3213-0110
3. 食品営業行為・衛生に関する
千代田保健所 (住所) 千代田区九段北1丁目2番14号 (電話番号) 03-5211-8161

- 第12条(催事の運営および警備等)
- (1) 利用者は、運営および警備等の責任担当者を、利用期間開始日の1ヶ月前までに運営者に伝えなければならない。
- (2) 前号の責任担当者は、利用期間開始の1ヶ月前までに運営者に伝えなければならない。また、利用者による、荷物の発送、受け取りは使用時間内に限る。
- (3) 利用者は、常に運営者に運営者の注文をもって利用場所を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行つ。
- (4) 利用者は、利用開始日より1ヶ月前までにホールを利用するに当たつて必要な手配、人員整理事業、誘導、特別来場者対応および警備を、全て自らの責任と費用にて行つ。
- (5) 利用者は、ホール、ホール周辺および本建物内、本建物周辺(以下、「ホールおよび近辺」という。)における観客の誘導を、運営者が指示する方法に従つて行つ、親客に人身事故その他一の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。

- 第13条(付帯設備の使用およびその利用料等)
- (1) 利用者が、ホールに設置された所有者の付帯設備の使用を希望するときは利用期間の開始日の1ヶ月前までにその詳細(スケジュール、プログラム、会場設営、搬入出計畫書、案内板設置用・使用設備等)について運営者と打合せし、運営者の承諾を得て、利用期間開始日の1ヶ月前までにその付帯設備は運営者が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、利用料金およびその支払方法を、使用期日その他の問題に關して全てホールの定めに従うこと。

- (2) 利用者は、会場内の施工がある場合は、1ヶ月前までに施工図面、仕込み図、電気回路図を運営者に提出し、施工内容について運営者と打合せし、運営者の承諾を得なければなりません。なお、運営者は、施設等の構造、施工等の制限、施工の方法等にかかる規制等を示す。運営者は、本建物内に併設する諸設備等並びに境内地盤汚損・破損するおそれのある場合は、所有者及び運営者の指示に従い、利用者の責任と費用負担にて行つ。
- (3) 利用者が前項の責任と義務を負う場合、運営者は、別紙に定めた手配金を支払う。利用期間内に運営者に提出する場合は、運営者に支払う。
- (4) 利用者は、会場内における施工(電気工事・臨時電話工事・LAN回線工事・中継工事等)は、運営者と事前に打合せの上決定した事項に従い、利用者の責任と費用負担で行つこと、免許・資格が必要な作業を行う場合は、運営者は当該免許・資格の提出を求めることがでます。
- (5) 利用者は、付帯設備及び備品を利用する場合は、利用開始前に設備の数量・破損等現況を運営者と事前に確認しなければならない。

- 第14条(諸設備の設置の制限)

- (1) ホールおよび近辺での施工がある場合は、1ヶ月前までに施工図面、仕込み図、電気回路図を運営者に提出し、施工内容について運営者と打合せし、運営者の承諾を得なければなりません。なお、運営者は、施設等の構造、施工等の制限、施工の方法等にかかる規制等を示す。運営者は、本建物内に併設する諸設備等並びに境内地盤汚損・破損するおそれのある場合は、所有者及び運営者の指示に従い、利用者の責任と費用負担にて行つ。

- (2) 利用者は、会場内に施工する場合は、別紙に定めた手配金を支払う。利用期間内に運営者に提出する場合は、運営者に支払う。

- 第15条(広告または看板等の設置)
- (1) ホールおよび近辺での広告及び看板・のぼり等の設置、テラシなどの他の宣伝物の配布を禁止とする。但し、利用開始日の1ヶ月前までにその詳細を所定書式にて運営者に申し入れ、運営者及び所有者の承諾を得た場合は、その限りではない。
- (2) 前項において承諾を得た場合、利用者は、掲示する場所、掲示の方法の指示に従い、必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行い、利用期間満了までに自らの責任と費用で撤去し、原状回復をしなければならない。
- (3) 利用者は、運営者に對し、ホールおよび近辺に既に存する広告または看板等の取り外しや削除を要求できない。但し、運営者が特に許諾した場合は、運営者に對し、ホールおよび近辺に既に存する広告または看板等の取り外しや削除を要求できない。

- 第16条(撮影および放映・放送等)

- (1) 利用者は、ホールおよび近辺にて録画、録音または撮影(以下「本件撮影等」という。)をするときは、利用開始日の1ヶ月前までに、本件撮影等の目的、使用する器具について、所定書式にて運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。
- (2) 利用者は、本件撮影等によって作成した映像もしくは画像(以下「映像等」という。)の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など(以下「放映等」とい。)を希望するときは、事前にその詳細を所定書式にて運営者に申し入れ、承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。
- (3) 利用者は、映像等の放映等を行ふ場合、当該映像等において、ホールの景観および広告物の映像に変更、切除その他の変更を加えることはできず、これらの内容や方法等は、利用者と運営者が協議して定める。
- (4) 利用者は、運営者の請求を得た場合に限り、第三者に映像等を譲渡し、または放送等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守せねばならない。

- 第17条(利用者による医師および看護師の承諾)

- (1) 利用者は、自らの責任と費用にて、必要に応じて、医師または看護師をホールに派遣し、その旨を運営者に報告する。なお、スタンディングでの興行を行ふ場合は、医師の承諾が為される。
- (2) 所有者および運営者は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれかに派遣することを要しない。

- 第18条(運営者の承諾を要する事項)

- 利用者は、ホールおよび近辺にて次の事項を行ふ場合には、事前にその詳細を所定書面にて運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。

1. チラシその他の宣伝物の配布。